

平成 28 年 5 月 20 日

社会保障審議会福祉部会

部会長 田 中 滋 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

会 長 橋 文 也

改正社会福祉法の施行に際しての意見

【会計監査人による監査の義務について】

- 社会福祉法人に対する会計監査は、本来、行政が行うものであり、福祉サービスの提供に充当すべき給付費から監査費用を支出することは、利用者が享受すべきサービスの減損につながるため、会計監査人の配置する際の費用については、過大な負担にならないことが必要であります。
- 社会福祉法人は、監事に公認会計士や税理士等を登用もしくは顧問契約を締結する等、自ら財務会計のチェック体制の強化を図る必要があります。
- 会計監査人の配置義務が生じる法人の対象規模については、現在年間収益 10 億円以上の法人とする案が示されていますが、公益財団法人・公益社団法人における対象規模等と比較すると対象規模が乖離しており、会計監査人による監査に係る費用負担や法人の事務処理対応など過大な負担が予想されることから、対象規模額の再考をお願いします。
なお、その際、会計監査人の配置義務が生じる法人の規模を定める収益の算定対象から、「就労支援事業収入」の勘定科目は除外してくださいますようお願いいたします。
- また、会計監査人による監査の内容について、社会福祉法人に株式会社と同等の監査を求めるべきではなく、社会福祉法における会計監査の範囲を明確にし、監査内容については簡略化をお願いします。

【社会福祉充実残額を確定する際の控除対象財産の算定方法について】

- 年々施設整備費等が縮小され、また、建替え・修繕等の費用についても施設整備当初より上昇することが想定されるため、事業継続に必要な財産を算定する際には、施設整備費充当分についても法人負担で積算する等、法人の方針等が反映できるような柔軟性を持たせていただきますようお願いします。

- 社会福祉法人は災害時における土地や建物、各種設備の提供など、地域における防災拠点としての重要な役割を担っています。そのため、災害時における様々なニーズに迅速かつ的確に対応するための資金や防災対策に係る費用については控除の対象としていただきますようお願いします。